

政令市の加入に向けた今後の予定について（案）

平成24年 3月 25日
本 部 事 務 局

1 大阪市、堺市の加入手続き（関係団体：7府県2市）

3月16日	和歌山県議会で、規約改正案を議決済
19日	兵庫県議会、鳥取県議会で、議決済
21日	徳島県議会で、議決済
22日	京都府議会で、議決済
23日	滋賀県議会、大阪府議会、堺市議会で、議決済
27日	大阪市議会[最終日]で、議決予定
～	議決後速やかに、総務大臣申請
（4月末以降～	総務大臣許可） ※許可まで1ヶ月程度の見込

2 京都市、神戸市の加入に向けて（関係団体：7府県4市）

(1)スケジュール

4月26日	次回の連合委員会で改正内容を最終確認
	各府県・市に連合から共通規約改正案として提示
5月中旬～7月下旬	各府県・市議会(cf京都市:5月中旬、神戸市:6月中下旬～)
～	全議決後、総務大臣申請
（8月末以降～	総務大臣許可） ※許可まで1ヶ月程度の見込

(2)規約改正の内容

規約第2条[構成団体名]及び第20条別表[構成団体名]に両市を追加
(参考)

・参加事務[除外事務]	}	今回の規約改正により政令市加入時の 一般規定は整備済
・連合議員定数(暫定)		
・分担金ルール		

(案)

関広総第 号
平成24年3月27日

総務大臣 川端 達夫 様

関西広域連合
広域連合長 井戸 敏三

広域連合の規約変更の許可申請書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、関西広域連合規約の変更について、下記の書類を添えて許可を申請します。

記

- 1 広域連合の規約を変更しようとする地方公共団体名
- 2 申請理由
- 3 関係地方公共団体協議成立証明書
- 4 規約変更の趣旨
- 5 規約変更までのスケジュール
- 6 広域連合の規約（案）新旧対照表
- 7 広域連合の規約（案）
- 8 関係団体の議会の議決証明書（議決書）

（1～6、8については資料を省略）

7 広域連合の規約（案）

関西広域連合規約

平成 22 年 12 月 1 日総行市第 250 号
(変更 平成 24 年 1 月 25 日総行市第 1 号)
(変更 平成 年 月 日総行市第 号)

(広域連合の名称)

第 1 条 この広域連合は、関西広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第 2 条 広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「構成府県」という。）並びに大阪市及び堺市（以下「構成指定都市」という。以下「構成府県」とあわせて「構成団体」と総称する。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第 3 条 広域連合の区域は、構成府県の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第 4 条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 広域（2 以上の構成府県の区域にまたがる区域をいう。以下同じ。）にわたる防災、観光及び文化の振興、産業の振興、医療の確保、環境の保全等に関する計画並びに広域連合の区域内における地域の振興に関する計画（第 6 条に規定する広域計画を除く。）の策定及び実施に関する事務
- (2) 広域にわたる防災に関する事務（感染症のまん延その他自然災害以外の緊急事態に関する事務を含む。）のうち、次に掲げるもの
 - ア 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下本号において「法」という。）第 48 条第 1 項に規定する防災訓練に関する事務
 - イ 法第 49 条に規定する防災に必要な物資及び資材の備蓄に関する事務
 - ウ 災害が発生した場合における防災に係る事務の実施に対する支援及び調整に関する事務
 - エ 防災に資するための人材の育成に関する事務
 - オ 感染症のまん延その他自然災害以外の緊急事態に係る構成団体間の連携及び調整に関する事務
 - カ 防災に係る調査研究に関する事務
- (3) 観光及び文化の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの
 - ア 通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）に規定する通訳案内士に係る登録等に関する事務のうち、同法第 19 条から第 27 条まで及び第 32 条（第 1 項を除く。）から第 34 条までに規定する事務
 - イ 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成 9 年法律第 91 号。以下本号において「法」という。）に規定する外客来訪促進計画に関する事務のうち、次に掲げるもの
 - (ア) 法第 4 条（第 3 項を除く。）に規定する外客来訪促進計画の策定及び実施に

関する事務

(イ) 法第4条第1項第3号に規定する観光経路の設定に関する事務

ウ 法に規定する地域限定通訳案内士に係る試験及び登録に関する事務のうち、法第14条（第1項を除く。）から第20条まで（法第24条で準用する場合を含む。）に規定する事務

エ 観光旅客の来訪を促進する事業に関する事務で広域にわたるもの

オ 観光に係る統計調査の研究に関する事務で広域にわたるもの

カ 観光に係る案内表示の基準の統一に関する事務で広域にわたるもの

(4) 広域にわたる産業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア 産業に係る情報の共有、研究開発等における構成団体間の連携に関する事務

イ 構成団体が設置した技術支援機関の連携に関する事務

ウ 地域産業資源を活用した新商品、役務の提供等の紹介及び宣伝に関する事務

エ 新たな事業分野の開拓を図る者に対する支援に関する事務

(5) 医療の確保に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア 救急医療用ヘリコプター（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号。以下本号において「法」という。）第2条に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。以下同じ。）に関する事務のうち、次に掲げるもの

(ア) 法第6条に規定する関係者の連携に関する事務

(イ) 法第8条第1項に規定する補助に関する事務

(ウ) 救急医療用ヘリコプターの運航に関する事務（(ア)及び(イ)に掲げるものを除く。）で広域にわたるもの

イ 救急医療用ヘリコプターの配置及び運航区域の設定に関する事務で広域にわたるもの

ウ 医療に係る構成団体間の連携に係る調査研究及び実施に関する事務で広域にわたるもの

(6) 広域にわたる環境の保全に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア 温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出の総量の削減に関する事務

イ 野生鳥獣の保護及び管理に関する事務

(7) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する准看護師、調理師法（昭和33年法律第147号）に規定する調理師及び製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）に規定する製菓衛生師に係る試験及び免許に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア 保健師助産師看護師法第8条、第9条、第11条、第12条第4項及び第5項、第13条第2項、第14条（第1項を除く。）、第15条第2項及び第16項から第18項まで、第15条の2第2項、第4項及び第5項、第18条、第22条第4号並びに第25条に規定する事務

イ 調理師法第3条第1項、第3条の2（第3項及び第4項を除く。）、第4条から第5条の2（第3項を除く。）まで及び第6条に規定する事務

ウ 製菓衛生師法第3条、第4条第1項及び第2項並びに第5条の2から第8条までに規定する事務

(8) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条の規定に基づく研修のうち、広域的な見地から構成団体の職員に対し合同して行う研修の実施に関する事務

- (9) 前各号に掲げる事務のほか、広域にわたる行政の推進に係る基本的な政策の企画及び調整に関する事務
- 2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号（同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあつては鳥取県に係るものを、同項第3号（アからウまでに係る事務に限る。）、第5号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第7号に掲げる事務にあつては構成指定都市に係るものを除くものとする。
- 3 広域連合は、第1項各号に掲げる事務のほか、国の行政機関の長の権限に属する事務のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の2第1項の規定に基づき、広域連合が処理することとされる事務（広域連合の区域外の事務であつて、法令の定めるところにより広域連合が処理することとされるものを含む。）を処理する。

（事務の追加）

- 第5条 広域連合は、前条第1項各号に掲げる事務のほか、構成団体の事務のうち、広域にわたり処理することが適当であると認めるものについて、構成団体の議会の議決を経て必要な規約の変更を行い、追加して処理するものとする。
- 2 広域連合は、前条第3項に規定する事務を処理しようとするときは、あらかじめ構成団体と協議を行うものとし、当該事務を処理することとされたときは、必要な規約の変更を行うものとする。
- 3 広域連合は、地方自治法第291条の2第4項の規定に基づき国の行政機関の長に対し当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部を広域連合が処理するよう要請する場合にあつては、あらかじめ構成団体と協議を行うものとする。

（広域連合が作成する広域計画の項目）

- 第6条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法第284条第3項に規定する広域計画をいう。以下同じ。）には、次に掲げる項目について記載するものとする。
- (1) 第4条第1項各号及び第3項並びに前条第1項に規定する事務の処理に関連して広域連合及び構成団体が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

（広域連合の事務所）

- 第7条 広域連合の主たる事務所は、大阪市内に置く。

（広域連合の議会の定数）

- 第8条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、20人とする。

（広域連合議員の選挙の方法）

- 第9条 広域連合議員は、構成団体の議会の議員のうちから、構成団体の議会において選挙する。
- 2 前項の規定により構成団体の議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、それぞれの構成団体について1人に、次の各号に掲げる構成団体の区分に応じ、当該各号に定める人数を加えた人数とする。
- (1) 人口（地方自治法第254条に規定する人口をいう。以下本項において同じ。）250万未満の構成団体 1人
- (2) 人口250万以上500万未満の構成団体 2人

(3) 人口 500 万以上 750 万未満の構成団体 3 人

(4) 人口 750 万以上の構成団体 4 人

3 前 2 項の議会における選挙については、地方自治法第 118 条の規定の例による。

(広域連合議員の任期)

第 10 条 広域連合議員の任期は、構成団体の議会の議員としての任期による。ただし、後任者が就任する時まで在任する。

2 前項の規定にかかわらず、広域連合議員が、構成団体の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかに選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第 11 条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長 1 人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第 12 条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長 1 人を置く。

2 広域連合長に事故があるとき又は広域連合長が欠けたときは、副広域連合長がその職務を代理する。

3 広域連合長は、第 15 条第 1 項に規定する広域連合委員会の委員にその事務の一部を分掌させることができる。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第 13 条 広域連合長は、構成団体の長のうちから、構成団体の長が投票により選挙する。

2 広域連合長が欠けたときは、前項の規定により、速やかに選挙しなければならない。

3 副広域連合長は、広域連合長が広域連合長以外の構成団体の長のうちから選任する。

(広域連合の執行機関の任期)

第 14 条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、2 年とする。

2 広域連合長及び副広域連合長が構成団体の長でなくなったときは、同時にその職を失う。

(広域連合委員会の設置等)

第 15 条 広域連合の運営に当たって必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、広域連合に構成団体の長を委員とする合議機関として関西広域連合委員会（以下「広域連合委員会」という。）を置く。

2 広域連合長は、広域連合の施策に係る重要事項に関する基本方針及び処理方針について広域連合委員会に諮るものとする。

3 広域連合委員会の委員の任期は、当該構成団体の長としての任期による。

4 広域連合委員会に委員長を置き、広域連合長をもって充てる。

5 広域連合委員会に副委員長を置き、副広域連合長をもって充てる。

6 委員長は、広域連合委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 広域連合長は、広域連合に関する事務を効果的に推進するため、広域連合と密接な

連携を図ることが必要と認める地方公共団体（以下「連携団体」という。）の長を、協議の上、指定し、広域連合委員会へ出席を求め、その意見を聴取することができる。また、連携団体の長は、委員長の承認を得て、広域連合委員会に出席し、意見を述べることができる。

- 9 広域連合長は、広域連合委員会の意見に基づき、必要な措置を講じなければならない。

（広域連合協議会の設置）

第 16 条 広域連合に、広域にわたる課題その他必要な事項について幅広く意見を聴取するため、地方自治法第 292 条において準用する同法第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関として、関西広域連合協議会を置く。

（選挙管理委員会）

第 17 条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、4 人の選挙管理委員をもって組織する。
- 3 選挙管理委員は、構成団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会において選挙する。
- 4 選挙管理委員の任期は、4 年とする。

（監査委員）

第 18 条 広域連合に、監査委員 2 人を置く。

- 2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ 1 人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、広域連合議員のうちから選任されるものにあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

（補助職員）

第 19 条 第 12 条に定める者のほか、広域連合に会計管理者その他の必要な職員を置く。

（広域連合の経費の支弁の方法）

第 20 条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 構成団体の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 前 2 号に掲げる収入以外の収入
- 2 前項第 1 号に掲げる負担金の額は、別表により広域連合の予算において定めるものとし、別表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、同表の中欄に定める負担する構成団体ごとに、それぞれ同表の右欄に定める負担割合により按分する。この場合において、同表の中欄に構成指定都市が含まれる同表の左欄に掲げる経費（第 4 条第 1 項第 8 号に規定する経費を除く。）に係る各構成団体の負担金の額を、人口割、宿泊施設数割又は事業所数割（以下「人口割等」という。）により算出するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところにより算出する。
- (1) 構成指定都市の負担金 当該構成指定都市に係る人口、宿泊施設数又は事業所数（以下「人口等」という。）の 2 分の 1 に相当する数の別表の中欄に掲げる構成府県

に係る人口等の合計に対する割合に応じて、当該経費の総額から按分して算出すること。

(2) 構成府県の負担金 当該経費の総額から前号の規定により算出した各構成指定都市の負担金の額を控除した額を、構成府県の人口割等により按分することにより算出すること。

- 3 第4条第2項の規定の適用を受ける構成団体については、前項及び別表の規定にかかわらず、その負担金の額を減額することができる。この場合における負担金の額の算出の方法については、別に定める。
- 4 第1項第2号及び第3号に掲げる収入のうち、構成団体の負担すべき金額に充てるべき収入がある場合の構成団体の負担金の額は、前2項及び別表の規定にかかわらず、当該収入を第1項第1号に掲げる負担金の一部とみなして、前2項又は別表により算出した金額から当該収入の金額を控除して得た額とする。

(規則への委任)

第21条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。
(検討)
- 2 第4条第3項又は第5条第1項の規定により事務を処理しようとする場合であつて、当該事務の処理により、住民の生活に大幅な影響を及ぼし、又は広域連合の体制を強化する必要があると認められるときは、広域連合の議会の構成、執行機関の組織、経費の支弁の方法等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(広域連合の処理する事務に係る経過措置)

- 3 広域連合長が定める日までの間における第4条第1項第3号ア、第5号ア及び第7号に規定する事務は、これらの規定にかかわらず、これらの規定に関する事務の準備行為とする。
- 4 広域連合長が定める日までの間における第4条第1項第5号アに規定する事務は、同号アの規定にかかわらず、京都府、兵庫県及び鳥取県の区域において運航されるものに限るものとする。

(広域連合議員の定数等に係る経過措置)

- 5 広域連合議員の定数及び選挙の方法については、第8条及び第9条第2項にかかわらず、国出先機関対策の動向を踏まえた本格見直しを行うまでの間に限り、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 広域連合議員の定数は、次号の規定による人数を合算した人数とする。

(2) 構成団体の議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、次のとおりとする。

ア 指定都市（地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）を包括する構成府県 第9条第2項の規定による人数

イ アに規定する構成府県以外の構成府県 第9条第2項の規定による人数に1人を加えた人数

ウ 構成指定都市 第9条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数

(負担金の徴収に係る経過措置)

- 6 年度途中に構成団体となった場合の第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出については、月割によるものとする。

- 7 平成22年度における第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出についての同条第2項及び別表の適用については、同表（備考を除く。）中「受講者数割」とあるのは、「均等割」とする。
- 8 広域連合長が定める日までの間における第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出についての同条第2項及び別表の適用については、同表備考2中「提出した者の住所のある構成団体ごとの総数」とあるのは、「構成団体に提出した者の総数」とする。ただし、これにより難い場合は、別に広域連合長の定めるところによる。

附 則（平 24 総行市第 1 号・一部変更）
（施行期日）

- 1 この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
（負担金の徴収に係る経過措置）
- 2 平成 24 年度における構成団体の負担金の額の算出に係る改正後の関西広域連合規約別表の適用については、同表総務費の部第 4 条第 1 項第 7 号に規定する事務に係る人件費の項及び事業費の部第 4 条第 1 項第 7 号に規定する事務に係る経費の項中「受験者数割」とあるのは、「受験者数割を基本とし広域連合長が別に定める負担割合」とする。

附 則（平 総行市第 号・一部変更）
この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

別表（第20条関係）

経費の区分		負担する構成団体	負担割合
総務費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、 <u>徳島県、大阪市及び堺市</u>	均等割 10分の10
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
企画調整費	第4条第1項第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、 <u>徳島県、大阪市及び堺市</u>	均等割（これにより難しい事務に係る経費にあつては、広域連合長が別に定める負担割合） 10分の10
事業費	第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合
	第4条第1項第2号及び第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、 <u>徳島県、大阪市及び堺市</u>	人口割 10分の10
	第4条第1項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
	第4条第1項第3号エからカまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、 <u>兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、大阪市及び堺市</u>	<u>人口割 10分の5</u> <u>宿泊施設数割 10分の5</u>
	第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、 <u>徳島県、大阪市及び堺市</u>	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5
	第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	京都府、兵庫県及び鳥取県	人口割 10分の5 利用実績割 10分の5
	第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10
	第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、 <u>兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、大阪市及び堺市</u>	<u>人口割 10分の10</u>
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
	第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、 <u>徳島県、大阪市及び堺市</u>	受講者数割 10分の10

備考

- 1 この表において「均等割」とは、構成団体の数の割合をいう。

- 2 この表において「受験者数割」とは、当該年度前の3箇年度においてそれぞれの試験に係る受験願書（これに相当するものを含む。）を提出した者の住所のある構成団体ごとの総数の割合をいう。
- 3 この表において「人口割」とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づく構成団体の人口（第4条第1項第5号アに規定する事務にあつては、構成団体の区域のうち救急医療用ヘリコプターが運航される区域であつて別に定めるものに係る当該年の4月1日現在における構成団体の人口に相当する人口として官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づいて算出した人口）の割合をいう。
- 4 この表において「宿泊施設数割」とは、統計法（平成19年法律第53号）附則第12条の規定により同法第19条第1項の承認を受けた一般統計調査とみなされる宿泊旅行統計調査の最近に公表された結果に基づく構成団体の宿泊施設の総数の割合をいう。
- 5 この表において「事業所数割」とは、統計法第2条第4項に規定する基幹統計である工業統計調査の最近に公表された結果に基づく構成団体の従業者10人以上の事業所の総数の割合をいう。
- 6 この表において「利用実績割」とは、当該年度において構成団体が救急医療用ヘリコプターを利用した回数の割合をいう。
- 7 この表において「受講者数割」とは、当該年度において研修を受けた構成団体の職員の数の割合をいう。